

本校に関して報道されております件につきまして、被害者ならびに関係者の皆様には、多大なるご心配とご迷惑をおかけしておりますことを、深くお詫び申し上げます。

本校の生徒2名が「児童ポルノ禁止法」違反の嫌疑により検察庁に書類送検されたとの報道に接しました。本校は、警察から書類送検の事実を直ちに知られる立場にはありませんが、捜査が進んでいることは承知していたところであります、報道されていることは概ね事実であると認識しております。

未成年同士が加害者と被害者という関係になった事件であり、本校の日頃の教育・指導に足らざるところがあったと受け止め、教育機関としての責任を強く認識しているところです。

被害者に対しては、その被害を癒すために本校としてできる限りの支援をして参る所存です。

本校において、動画が拡散されていることを覚知した後には、その拡散を防ぐことを急務と考え、警察に相談して、その指導を受けながら対応し、捜査にも全面的に協力して参りました。「児童ポルノ」に当たる画像を暴力や脅迫を用いて撮影したり送信させたりした事実はないと聞いております。とはいっても、捜査の結果を警察からすべて知らされているわけではないので、本校が把握している事実には限界があります。

本件については、まだ検察官に送致された段階であり、今後、検察官において犯罪の嫌疑があると判断されれば、加害者は、家庭裁判所において、調査及び審判を受けることになるはずです。事案の解明や背景事情について明らかにすること及び処分の要否については、今後の家庭裁判所の判断を待つ必要があると考えております。

2022年に制定された「こども基本法」は、「心身の発達の過程にある者」を「こども」と定義しており、被害者・加害者の両方ともが、心身の発達の過程にある「こども」であることは異論がないことから、両者の人権を保障し、成長発達を支援していくことが教育機関としての責務であると認識し、本校の責任を果たして参る所存です。

今後は、本件のような事案が二度と発生しないように、本校においても教育のあり方を見直し、性教育を含めた性的な人権についての教育、また通信機器やSNSの利用のあり方についての指導も徹底して参る所存です。

本件は、加害者のみならず、被害者が存在する事件であり、加害者について

の詳細が報じられることにより、被害者が特定されかねないこと、被害内容の詳細が報じられることにより、被害者が二次被害を受けかねないことから、皆様にはご配慮をお願いいたします。

また、少年法61条は、非行を犯した少年の実名推知報道を禁じているところですが、これ以上の詳細が報じられると加害者が特定されることになりますので、その点へのご配慮もお願いいたします。

なお、当該加害者が所属している部については、当面の間、活動を休止いたします。

令和8年2月14日
学校法人 日本大学第三学園
日本大学第三中学校・高等学校